

○新潟県中東福祉事務組合職員の時間外勤務手当及び休日給に関する規則

平成8年1月17日組合規則第3号

改正

平成18年1月1日組合規則第13号

(目的)

第1条 この規則は、新潟県中東福祉事務組合職員の給与に関する条例(昭和61年組合条例第6号)により準用条例(平成18年五泉市条例第43号)第13条及び第14条の規定に基づき、時間外勤務手当及び休日給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(準用規定)

第2条 五泉市職員の時間外勤務手当及び休日給に関する規則(平成18年五泉市規則第39号)の規定を準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成8年1月1日から適用する。

附 則(平成18年1月1日組合規則第13号)

この規則は、公布の日から施行する。